

(目的)

第1条

本参加規約は、「チーム 新・湯治」(以下「本チーム」という。)に参加するすべての団体・企業・個人(以下「チーム員」という。)が活動を行うにあたり必要な事項を定めるものです。

(参加資格等)

第2条

日本国内の企業・団体(政治団体、宗教法人及び反社会的勢力を除く。)・個人は、本チームに参加する旨を、申込用紙(様式1)に必要な事項を記載のうえ事務局に提出することで、本チームに参加することができます。ただし、以下の点にご留意ください。

1. 参加表明書の記載等から本チームの趣旨に反することが明らかであると認められる場合には、参加が承認されないことがあります。
2. 参加表明書にて、登録した具体的な取組(宣言)等については、事務局にて編集の上、環境省ホームページに掲載されることがあります。その場合、掲載される内容等については、事務局は責任を負いません。

(活動内容)

第3条

チーム員は、「新・湯治」の推進を通じた温泉地の活性化のために、以下の内容に取り組んでいただきます。

1. 参加表明時に申込用紙(様式1)に記載した内容を始めとする自発的な取組を行っていただきます。
2. チーム員間の情報共有や意見交換を積極的に行うとともに、事務局が実施するセミナー等のイベントへの参加に努めていただきます。なお、セミナーの様子等を環境省ホームページ等にて使用する場合がありますので、ご承知おきください。

(チーム員期間)

第4条

チーム員期間は、本チームが継続している限りとします。

(チーム員資格の喪失)

第5条

チーム員が以下に該当する場合には、その会員資格を喪失します。

1. 参加の取りやめを表明したとき
2. 事務局より除名されたとき

(参加の取りやめ)

第6条

チーム員は、参加の取りやめの意思表示を事務局に行うことで、本チームへの参加を取りやめることができます。

(除名)

第7条

チーム員が次のいずれかに該当する場合には、チーム員は除名されることがあります。

1. 倒産・解散などの理由により、団体・企業が消滅したとき
2. 個人の死亡
3. 本チーム設置の趣旨に反するような行為を行ったと認められるとき
4. 法令や公序良俗に反する行為をしたとき
5. (ロゴマーク使用の場合は、使用規約違反等)
6. その他、事務局が必要と認めたとき

(事務局)

第8条

本チームの運営のために事務局を設置します。なお、事務局は環境省自然環境局自然環境整備課温泉地保護利用推進室に設置します。

(規約の改訂)

第9条

本規約は、事務局により、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合があるので、ご承知ください。なお、改訂内容については環境省ホームページ等に掲載します。

附 則

本規約は、平成30年2月26日より施行します。

